

相談専用電話(在住・在職・在学) 072・844・2431

祝日除く平日・朝9時30分～16時30分・無料



しまった。どうすればよいか。

近になって滞るようになった。解約したが、事業者と連絡が取れなくなってしまった。どうすればよいか。

知人に紹介された人から、「野菜を効率よく成長させる新技術がある。事業立上げに際し出資してほしい。」と勧誘された。大手スーパーの関連事業者と説明され、信頼して100万円出資した。出資して2年近くは毎月配当があったが、最近になって滞るようになった。解約したが、事業者と連絡が取れなくなってしまった。どうすればよいか。



いきなり配当が止まった!?  
「うまい」投資話にはご用心!

## アドバイス

### 1. 投資詐欺にご注意!

投資詐欺に関する相談が複数件寄せられています。事例のほかに、ソーラー発電事業など、もっともらしい事業への投資話を勧められ、当初は高額な配当金が支払われますが、実際は実態のない事業で、業者とも連絡がつかなくなってしまったというものです。

### 2. 様々な手口があり、二次被害も発生しています。

投資詐欺の手口として、劇場型勧誘(買え買え詐欺)と呼ばれる、複数の人物が役回りを分担して消費者をだまそうとする手口や「詐欺被害者のために、被害を回復する」と言いお金をだまし取る、投資詐欺の被害者をねらった手口もあります。投資に関する契約は慎重にしてください、少しでも不審に思った場合は、契約を見合わせるか、消費生活センターへご相談ください。

困ったら  
ご相談を!

\*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。

進学や就職、  
転職など…  
引越しが増える  
シーズンです

## 引越しトラブルにご注意!



### 【事例】

ネットで見つけた業者に引越しを依頼した。見積もりは電話で行い、家具や衣服、靴などの量を伝えた。引越し当日、用意されたトラックだけでは運びきれず、積みなかつた荷物はタクシーで運搬した。

引越しが終わり、荷解きをしていくと、服が破れていたり、CDが割れていたり、いくつか物が壊れていた。

また、前の住居の床が引越しの際に傷ついたらしく、不動産会社から修繕費用を求められている。

引越し業者は補償すると言うが、金額に納得がいかない。

### アドバイス

◎ 引越し業者との契約に際しては、複数の事業者から見積りをとり、価格だけでなく、作業員数等の荷物を運搬する体制、補償内容といった、価格以外のサービス内容についても確認しておくとういでしょう。

◎ 契約条件である約款は、必ず見積り時に確認し、気になる点はしっかり説明を受けましょう。また、口頭で打ち合わせた内容であっても事業者と約束したことは必ず見積書に記載してもらいましょう。

◎ 契約前に梱包用段ボール等を受け取ると、返送料等をめぐりトラブルになる可能性があります。契約先が決まるまでは受け取らない方がよいでしょう。

◎ 引越作業中に荷物や家屋などに傷がついた場合は、その場で事業者に出してください。

◎ 標準引越運送約款(国土交通省の定めた約款)では、荷物の紛失や破損について消費者は荷物を引き渡された日から3カ月以内に連絡をしないと事業者の責任は消滅することになっていますので、引越が完了したからすぐに荷物の個数や状態を確認してください。

## 啓発グッズを配布しています

各種啓発物品を配布しています。ご購入の方は、消費生活センターまでお申し付けください。お隣近所の方、自治会の方用など、多数必要な場合もご相談ください。

<p><b>悪質な訪問勧誘お断り! NO!</b></p> <p>枚方市立消費生活センター 枚方警察署・交野警察署</p>	<p>● 怪しい電話では? ● 運付金詐欺かも? ● もしかしたら悪人かも?</p> <p><b>きっぱりとNO!</b> 「いりません。電話を切ります!」</p> <p>電話勧誘・訪問販売などで困ったら 枚方市立消費生活センター TEL 844-2431 (平日9時30分～午後4時30分)</p> <p>★ 消費者ホットライン TEL 188 ★ 枚方警察署 TEL 845-1234 ★ 交野警察署 TEL 891-1234</p>	<p>訪問販売・訪問買取の勧誘等で困ったら!</p> <p><b>断り方の例 NO!</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● いりません</li> <li>● 必要ありません</li> <li>● 帰ってください</li> <li>● 消費生活センターへ相談します</li> </ul> <p>※相手に断る理由を伝える必要はありません。 ※「拒絶の意思」を表明している消費者への再度の勧誘は法律で禁止されています。 ※飛び込みでの訪問買取は禁止されています。 悪質なものは警察へ通報しましょう</p>
---	---	---

その契約あやしいと思ったら!  
午前9時30分～午後4時30分  
(土日祝日除く)  
☎ 072-844-2431  
相談無料  
その手はくわん  
枚方市立消費生活センター

**悪質な訪問勧誘お断りステッカー**  
左部を玄関先、中央と右部を屋内に貼っていただき、ご活用ください。

**「その手はくわん」マグネットステッカー**  
冷蔵庫など、目に付くところに貼ってご活用ください。

\*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。